

冬のくらし

屋根の雪下ろしで事故に遭わないために

屋根の雪下ろしは、重大な事故につながる可能性がある非常に危険な作業です。毎年、雪下ろし作業中に、痛ましい事故が発生しています。市はこうした事故を防ぐため、次のような取り組みを行っています。

高齢者世帯等雪下ろし助成制度

屋根の雪下ろしや屋根からの落雪により、日常生活に支障をきたす雪の処理を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者世帯等の、雪を処理する費用の一部を助成します。

対象世帯 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住していて、市民税が非課税または均等割のみ課税されている、以下のいずれかに該当する世帯

- 平成28年3月31日現在で、75歳以上の高齢者のみで構成
- 身体障害者手帳、療養手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方が居住

世帯は、実際の居住状況に基づき判断します。また、生活保護世帯は対象外です。

対象作業 屋根の雪下ろしと下ろした雪の処理、落雪により日常生活に支障のある雪(落雪で窓がふさがった、落雪が吸排気筒をふさいだなど)の処理

助成金額 雪下ろし等の費用の2分の1(上限2万円)をひと冬につき2回まで

手続き方法

事前登録

雪下ろし等を依頼する前に、市への登録申請を行ってください
印鑑が必要です。

雪下ろし等の依頼

必ず、市の届出事業者に雪下ろし等を依頼してください

雪下ろし等の実施・代金の支払い

助成金の申請

作業終了後、事業者が発行した注文請書・領収書に作業前後の現場写真を添えて、申請してください

申請先 市高齢介護課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター

問合せ先 市高齢介護課高齢者支援グループ

雪下ろし安全装備を貸し出します

屋根の雪下ろし作業中の事故を防ぐため、安全装備を無料で貸し出します。作業時は、装備を過信せず、貸し出し時に配付または市ホームページから閲覧できる雪下ろし安全ガイドを確認し、安全な作業を心がけましょう。

貸出用具 安全帯、命綱、ヘルメット

貸出期間 3日以内

申込・問合せ先 市防災対策室



国道・道道

除雪に関するお問い合わせは

【国道】

北海道開発局札幌開発建設部
岩見沢道路事務所(日の出北2)
☎ 22局 4000
道路緊急ダイヤル # 9910

【道道】

空知総合振興局札幌建設管理部
岩見沢出張所(上幌向南1-2)
☎ 26局 3011